

令和4年度

第2回 留萌市子ども・子育て会議議事録

開催日時：令和5年3月17日 午後3時30分

開催場所：留萌市役所 3・4号会議室

留萌市子ども・子育て会議

令和4年度第2回留萌市子ども・子育て会議議事録

開催日時 令和5年3月17日（金）午後3時30分

開催場所 留萌市役所 3・4号会議室

出席委員

子ども・子育て会議委員（順不同）

上田 義則 戸水 正三 八幡 洋子 中路 和也 福士 恵里子
最上 由紀 加藤 健太 村山 慧星 竹内 美和 堀口 千晶
山田 美里 吉田 千春 以上12名

留萌市教育委員会事務局

教 育 部 長	柴 谷 理 意
子育て支援課長	中 村 美 幸
〃 子育て支援係長	瀬 尾 雅 秀
〃 子育て支援係	佐々木 亜 美
〃 子育て支援センター主査	松 浦 恵 子
教育政策課長	佐 伯 忠 昭
学校給食センター長	松 本 洋

（会議次第）

1 議 事

- (1) 第2期留萌市子ども・子育て支援事業計画の変更

2 報告事項

- (1) 令和4年度第1回子ども・子育て会議の議題等に対する意見・要望への回答
- (2) 令和5年度保育所及び幼稚園利用状況見込み【令和5年3月13日現在】
- (3) 子育て世代包括支援センターの開設について

3 情報提供事項

- (1) 出産・子育て応援給付金事業について
- (2) 教育支援センターの設置について
- (3) 新たな学校給食の導入検討について

4 その他（意見交換）

議事の大要

別紙のとおり

(別紙)

令和4年度第2回留萌市子ども・子育て会議 議事日程

日程	議事名	結果
議事1	第2期留萌市子ども・子育て支援事業計画の変更について	可決

令和4年度第2回留萌市子ども・子育て会議 議事の大要

議事について事務局より説明を行い、議事の可否を確認したところ、出席者12名全員の了承を得たことにより、留萌市子ども・子育て会議条例第6条第3項の規定により、可決する。

子ども・子育て会議

会長：これより、令和4年度第2回留萌市子ども・子育て会議を開催いたします。

まず、最初に事務局からの報告をお願いします。

事務局：本日の会議出席委員は18名中11名であり、留萌市子ども・子育て会議条例第6条に定める会議の成立要件、委員の過半数の出席となっておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

会長：ありがとうございました。

それでは、「留萌市子ども・子育て会議運営要領第5条第2項」の規定に基づき、本日の議事録署名委員を指名させていただきたいと思います。竹内委員と村山委員の両名にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは議事に入ります。議事（1）第2期「留萌市子ども・子育て支援事業計画の変更」について事務局から説明願います。

事務局：それでは、私の方から説明させていただきます。

資料1の議事（1）第2期「留萌市子ども・子育て支援事業計画の変更」について、ご説明いたします。

変更箇所①について説明します。

令和4年12月23日付けにて、「学校法人 萌愛学園」並びに「学校法人 旭川カトリック学園」から留萌市長に対し、「特定教育・保育施設等変更届書」の提出があり、「かもめ幼稚園」「聖園幼稚園」の利用定員について、過去3年間の実績及び直近の状況を踏まえ、令和5年4月1日から実態に即した人数に変更したい意向が示されました。

これを受けて、令和2年3月に策定した「第2期留萌市子ども・子育て支援事業計画」の中に記載している「②確保の内容」（利用定員）について、変更しようとするものであります。

同計画の変更箇所については、50～51ページに記載されている「第2節 幼児期の教育・保育の量の見込みと供給の体制確保」の「2 供給体制」の令和5年度から令和6年度までの「②確保の内容」について、別紙の新旧対照表のとおり変更するものです。

具体的には、「かもめ幼稚園」の利用定員の合計を現在の「90人」から「75人」、「聖園幼稚園」の利用定員の合計を現在の「120人」から「75人」、とする

ため、「②確保の内容」の「教育・保育施設」の1号について、各年度とも変更しています。

また、補足となりますが、2号・3号の「量の見込み」「確保の内容」の総数に変更はございませんが、留萌萌幼会におかれまして、留萌保育園が3月末に閉園し2園体制に移行することで、新しい沖見保育園の利用定員につきましては、「80人」から「120人」、みどり保育園につきましては、新たに0歳児の受け入れを開始するとともに、利用定員を「90人」から「140人」に、それぞれ変更となっております。ただ、計画上は合計利用定員260人ということで変更はありません。

次に、変更箇所②について説明します。

同計画の52Pの「利用者支援事業」につきまして、後ほど、報告事項（3）で説明いたします「子育て世代包括支援センター」の開設により、令和5年度より事業を開始いたしますので、新たに「量の見込み」「確保の内容」を1か所ずつ追加しようとします。

最後に、変更箇所③についてですが、

同計画の57Pの「一時預かり事業」の【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】の「量の見込み」「確保の内容」の人数につきまして、令和4年11月22日開催の第1回留萌市子ども・子育て会議において、「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）」の利用実績が、計画を大幅に上回る数値であり数値の精査が必要ではないかとの意見があり、実態に即した計画数値に変更しようとするものであります。

延べ利用人数の令和2・3年度は実績、令和4年度は見込み、令和5年度以降は、計画変更後の数値を記載しており、その数値を参考とし、令和5・6年の量の見込み数値について、変更しようとするものであります。

今後におきましても、同計画の推計と大きな乖離が生じた場合には、計画変更の提案をさせていただくことがありますことを申し添えるとともに、審議のほどよろしくお願ひいたします。以上、議事（1）の説明といたします。

会長：只今の議事（1）に対しまして、質問等がございましたらお願ひしたいと思います。実態に基づいた近づけた計画の変更ということで、質問が無いようであれば承認とさせていただきます。

～一同了承～

会長：報告事項にまいります。（1）～（3）について引き続き事務局からお願ひします。

事務局：報告事項（1）「令和4年度第1回子ども・子育て会議の議題に対する意見・要望への回答」について「資料2」によりご説明いたします。

まず1ページ「幼稚園における在園児を対象とした一時預かりについて」ですが、前回の会議の「計画に基づく具体的事業の進捗状況について」という議事の中では、いただいたご意見です。意見の内容は、一つ目に、利用実績が、計画を大幅に上回る数値であり、数値の精査が必要ではないか。というもので、こちらにつきましては、右に記載している回答のとおり、前回の会議で、精査して計画を変更したいという回答をしておりまして、今回先ほどの議事にあったとおり、計画上の数値の変更をしたものでございます。

また、二つ目として、預かり数が増えているが、障がいを持った子どもも増えており、保育士の加配など、今までなかった問題や、預かりの利用数が増えたことによる課題についても検討が必要であるというご意見がありました。

こちらにつきましては、利用者が増えたことによる課題など、こちらで把握できていない部分もございますので、日頃のやり取りの中で協議させていただきたい、抱えている課題等がございましたら、隨時お話しいただければと思います。

次に2ページの「特定不妊治療費助成事業について」ですが、

前回の会議で事業実績が22件あったのに目標が7件に減っている理由についてご質問がございました。

会議の後に担当の保健医療課に確認したところ、こちらの助成事業につきましては、道の制度に準じて行っているのですが、特定不妊治療費が保険適用となり、治療費が10割負担だったものが3割負担となったことから、道の事業は令和3年度で事業終了となり、令和4年度は、年度をまたぐ治療のみが助成金の対象となつたということです。

市としても道の制度に準じて助成を行っていることから、同じように年度をまたぐ治療のみが助成の対象となり、件数が大幅に減ったということと、令和5年度からは助成事業自体がなくなるということでございます。

次に「具体的事業の評価について」でございますが、事業実績について目標値がわからないことから記載する必要があるということと、内部評価だけではなく関連する事業者への聞き取りが必要というご意見をいただきました。

今後につきましては、次年度以降、目標値も記載するように改善いたします。また、事業者からの聞き取りにつきましては、必要に応じて行っていきたいと考えてお

ります。

次に3ページの「スクールランチ」につきまして、民間に移行したときに本当に対応できるのか、デメリットが書かれていない、というご意見をいただきました。

こちらにつきましては、今後、子ども・子育て会議においても検討状況を説明し、広く意見を聞くなどしてまいりたいと会議の時に回答しております。

今日の会議の中でも、後ほど給食事務局の方から情報提供をさせていただくことになっております。

最後に「留守家庭児童会の一時利用」につきまして、仕事をしている人だけでなく、会議の参加や講演会などに参加する保護者も利用できれば、という意見をいただきました。

こちらにつきましては、市の留守家庭児童会の空き状況を確認しながら、他の自治体の実施状況を調査して参考とし、受け入れができるかどうか検討していきたいと回答しております。

現状を申し上げますと、ここ数年、子どもの数は減っているものの、留守家庭児童会の登録人数は横ばいで、令和5年度の申込みについても、令和4年度とほぼ同数となっており、定員を超えて受け入れを行っている場所もあることから、すぐに一時利用可能とすることは難しいと考えているところでございます。将来的に受け入れが可能であれば、検討していきたいと考えております。以上、資料2の説明とさせていただきます。

事務局：報告事項（2）「令和5年度保育所及び幼稚園利用見込み状況」について説明します。

資料3をご覧ください。先ほどの支援事業計画の変更からもわかるとおり、令和5年度の保育所及び幼稚園申込状況につきまして、引き続き保育所ニーズが高くなっています。

「留萌保育園」は3月末で閉園となり、在園児については「沖見保育園」「みどり保育園」に転園となります。2園合わせまして、入園予定者数は245名と令和4年度当初とほぼ同じ見込みです。

また、小規模保育所「すまい留」につきましては、令和5年度の見込みが、23名と令和4年度当初より6名増加していることから、保育所全体の入園者数は268名となり、前年度より3名多くなる見込みです。

なお、待機児童につきましては、申込者全数を受入れ予定であることから、令和5年4月当初は「ゼロ」となる見込みです。

続きまして幼稚園の申し込み状況につきましては、令和4年度当初と比べまして、「かもめ幼稚園」が「79名」から「70名」に、「聖園幼稚園」が「76名」から「55名」の見込みと、それぞれ減っており支援事業計画におきましても、利用定員の変更をいたしたところでございます。以上で資料3の説明を終わります。

事務局：報告事項（3）「子育て世代包括支援センターの開設」について説明します。

資料4を元に説明させていただきます。

母子保健法の改正により、子育て世代包括支援センターの設置は市町村の努力義務とされておりますが、設置に関する体制が整ったことから、令和5年度よりは一とふるにおいて、子育て支援部門と母子保健部門が連携の上、事業を行っていきたいと考えております。

子育て世代包括支援センターとは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のため、母子保健部門と子育て支援部門の連携を強化し、保健師や保育士等により伴走型の相談支援を行うものです。

業務内容としては、保健医療課では保健師が母子手帳の発行時の面談、妊娠8ヶ月頃に面談を希望する妊婦や支援が必要な妊婦に対しての面談、第1子を出産した家庭への乳児全戸訪問等を行い、面談の中、又は乳幼児健診等で支援が必要と判断した家庭については、継続して対応を行っていきます。

また、出産・子育て応援交付金として、妊娠時面談後に妊婦1人につき5万円、出産後の面談後に子ども1人につき5万円の給付も行います。

子育て支援課では、子育て支援センターの保育士が第2子以降を出産した家庭への乳幼児全戸訪問を行うほか、子育て相談や留萌市内の子育て支援に関する情報提供、保育園・幼稚園・ファミリーサポートセンター・病児保育等の情報提供を行います。

子育て世代包括支援センターが相談を受け、利用者と各関係機関をつなぐ調整役となることで、育児不安や虐待を予防することが目的で、両課の情報共有により、妊産婦及び子育て世帯を切れ目なく支援していきたいと考えております。

以上、子育て世代包括支援センターについての説明とさせていただきます。

会長：では、報告事項が3点ございました。前回の会議の中での意見要望への回答、令和5年度保育所及び幼稚園の利用見込み情報、そして、最後に新たな取り組みである子育て世代包括センターの設置、この3点でした。何かご質問ある方は、いらっしゃいますか？

～質問なし～

会長：それでは、次に参ります。

次に、情報提供事項については、(1) (2) (3) に記載されておりますので、一括して事務局からお願ひいたします。

事務局：情報提供事項（1）「出産・子育て応援給付金事業」につきまして説明します。資料5をご覧ください。

本事業につきましては、昨年10月28日に、国の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」において創設された「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業」に基づき、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した「伴走型相談支援」の充実を図るとともに、「経済的支援」としまして、妊娠・出産時に給付金の支給を一体的に実施するものでございます。

こちらの給付金につきましては、令和4年度に出産をなされた方からが対象となっておりまして、4月に通知書と申請書等を送付し、申請書等提出後に妊娠期と出産時分のあわせて10万円が支給されます。

現在、妊娠中の方には5万円の支給となり、出産後に乳児全戸訪問等による面談実施により、追加の5万円が支給されます。

今後につきましては、妊娠届出時の面談実施により5万円の支給、出産し、出生届出から乳児全戸訪問までの間の面談実施により追加の5万円の支給、計10万円の支給となります。

面談等については、先に報告いたしました「子育て世代包括支援センター」職員が、伴走型の相談支援と一体化して実施いたします。

給付金の稀なケースといたしましては、双子以上の場合、妊娠時に「妊婦に対して」5万円の支給、出産時には、「生まれた子どもの数」×5万円の支給となりますので、例えば双子ならば単純に20万円ではなく、合計15万円の支給となります。もし双子を妊娠しているなどという方がいた場合、教えてあげていただけたら幸いです。以上で、情報提供事項（1）の説明を終えます。

事務局：情報提供事項（2）「教育支援センターの設置」についてです。

資料の6をご覧ください。

不登校の定義ですが、文部科学省では、不登校を何らかの心理・情緒的・身体的あるいは、社会的要因・背景によりまして、登校したくない、あるいは、したくてもできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち病気や経済的な理由によるものを除いたものと定義しています。

次に3Pをご覧ください。留萌市における不登校の現状でございますが、市における不登校児童数は、年々増加傾向でございまして、H30年からR2年度まで、

小中学校合わせて30人前後で推移しておりましたが、R3年度では、46人まで増加しております。

次に4Pをご覧ください。不登校の児童や生徒保護者へのアンケートにおきまして、最初に学校に行きづらいと感じたきっかけの内容といたしまして、「先生のこと・身体の不調・生活リズムの乱れ・友達のこと」があげられます。また、ここ数年は、新型コロナによる生活環境の変化によって、生活リズムが乱れやすい状況であったことなども影響として考えられます。

次に5Pをご覧ください。これまでの留萌市の取り組みでございますが、学校全体で共通理解を図りまして、チーム指導の徹底やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携、家庭訪問・家庭との連絡や状況確認、放課後登校・別室登校などに取り組んできたところでございますが、解消については難しい状況となっております。

次に6Pをご覧ください。その他の取り組みといたしまして、R3年度に「学びを止めない」「心を近づける」不登校児童へのICT学習支援実践研究事業といたしまして、留萌小学校が、北海道教育委員会の指定を受けまして、不登校の児童を対象にギガスクール構想による一人一台端末のアプリケーションを活用し、その結果といたしまして、週1回の放課後登校に繋げることができ、こちらの事業によって成果が表れたということでございます。

次に7Pをご覧ください。教育支援センターの役割ですが、「教育支援センターとは」ということで、1番目といたしまして、心理的、情緒的な理由により小中学校に長期間いけない、または、その傾向にある児童生徒に教育機会を確保し、社会的自立や学校への登校に繋ぐことを目的とした施設となるところでございます。

2番目といたしまして、北海道の他市におきましては、ほとんどの市で設置されている状況の中で、留萌市あるいは、留萌管内においては、教育支援センターが設置されていない状況でございまして、不登校児童生徒への支援に対する中心的な機関としまして、教育支援センター設置が近々の課題となっていたところでございます。

3番目といたしまして、教育支援センターにつきましては、学校にいけない児童生徒に対しては、家庭でも学校でもない第3の居場所となることとなります。

次に8Pをご覧ください。センターの指導・支援といたしましては、生活指導・適応指導・教育相談カウンセリング等や学習指導が考えられているところでございます。

次に9Pをご覧ください。教育支援センターは、不登校の児童生徒への支援に関

する中心的な機関といったしまして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療機関、児童相談所などとの連携が期待されているところでございます。

次に 10P をご覧ください。教育支援センターの設置に向けたこれまでの取り組みといったしまして、R3 年度から R4 年度に関しまして、先行して設置しております他の自治体の視察を行いまして、課題等の洗い出しを行ってきたところでございます。

次に 11P をご覧ください。教育支援センターの開設場所及び支援員の配置についてですが、開設場所につきましては、留萌市中央公民館 2 階に事務室を設置し当面の間貸館による運営といたします。支援につきましては、2 名体制といたしまして、1 人は退職教員、もう 1 人に対しましては、現職の教員 1 名の体制で進めてまいりたいと考えております。

次に 12P をご覧ください。R5 年度における予算計上の内容についてご説明いたします。

1 点目としましては、教育支援センターの支援員の報酬で、こちらといたしましては、留萌市の会計年度任用職員としての任用となります。2 番目としましては、施設借上料としまして、指導対応するための会議室を借上げ、3 番目としましては、備品等の購入となっております。

最後に 13P をご覧ください。これからスケジュールとしまして、現在センターの設置に必要な規則の整備をしておりまして、R5 年 4 月から段階的な整備を進めまして、6 月からセンターの本格的な運用を目指している所でございます。

以上、教育支援センターの設置についての説明を終わります。

事務局：情報提供事項（3）「新たな学校給食の導入検討」につきまして説明いたします。

資料 7 をご覧ください。

今回の情報提供につきましては、前回の子ども子育て会議において説明いたしました、現在導入を検討しております新たな学校給食スクールランチにつきましての学校保護者への説明会及び、アンケート調査の結果でございます。

初めに資料 7 の 13P をご覧ください。昨年 12 月に開催しました保護者、教職員説明会における各学校の日程、参加者の数については記載の通りでございます。この中で特に保護者の出席数が少なかったのですが、このことにつきましては、事前に保護者向け周知文書の配布や別添記載の YouTube の配信が影響しているものと考えております。

続きまして、説明会の内容でございますが、カラー刷りの資料 7 添付資料をご覧

ください。この資料に記載されている内容説明につきましては、あくまで、昨年12月段階での導入検討事項となっております。1P目は、導入を検討している新たな給食とは、学校給食センターの土地、建物、調理器具などを民間事業者に売却し民間事業者が調理、提供する学校の給食のことです。下段部分には、課題等を記載しております。

次に2P、3P目につきましては、導入した際に変更になる点、変わらない点等を記載しております。4P・5P目には、現在スクールランチを導入している道内自治体での献立の一例を記載しております。6P目から9P目につきましては、よくある質問を記載しております。以上の内容を学校保護者向けに説明したところでございます。

説明会におきましては、資料の13Pに記載の通り様々なご意見をいただいております。特に多かった質問としまして、やはり学校における食育指導の関わり方や学校保護者との連携、情報共有、給食費の取り扱い、民間事業者が撤退した場合の対応など様々な不安の声なども多くいただいております。このことなどから広く保護者、教職員そして皆様から現在の学校給食やスクールランチ導入計画につきましての意見や考え方を聴取するため、昨年12月にアンケートを実施したかたちとなっております。

その概要について説明いたします。資料1をご覧ください。

アンケートの目的、対象者、期間、回答率につきましては、ご覧の通りとなっております。次にアンケート結果ですが、問1～問3につきましては、現状の学校給食について問うものであります。保護者におきましては、給食の味、献立のメニューはいずれの問い合わせにも期待が高く、食に関する関心の高さが見受けられた面でございます。また、項目6の安心・安全性につきましても、満足度や期待が高い結果となったところでございます。

教職員につきましては、保護者とほぼ同様の結果となっておりますが、アレルギー対応については満足していない回答が比較的多く、アレルギーに対応した代替給食等の提供ができていないことから、学校現場におきますアレルギーを持つ児童生徒への対応などが影響しているものと考えられます。

続きまして、問4ですが、新たな学校給食導入検討の認知に対する質問ですが、ご記載のとおり高い回答率となっております。次に2ページ目の問5「スクールランチ導入検討についての考え方について」の質問ですが、個別の項目におきましては、保護者、教職員いずれも、⑥項目「これまで通り、安心安全な学校への給食が提供されるなら、どちらでも構わない」が一番多かったところでございます。なお、項

目①、②、③の肯定的な回答数を合計しますと大体50%弱となり、否定的な項目を選択した回答数を約40%上回る結果となりましたが、肯定的な選択をした側といたしましても「このような条件がクリアされるなら」「このような課題が解決できるなら」などの条件付きの賛成意見が非常に多かったと理解しております。

また、肯定否定を問わず、保護者・教職員から自由記載欄におきまして数多くの意見をいただいたところでございます。保護者からは、子どもたちが喜ぶメニューやアレルギー食対応への期待、地元食材の活用、または現在の給食メニュー・味などへの不満、スクールランチ導入の検討経過や民間事業者による給食提供・給食費の値上げへの不安の声などが多く、教職員からは、導入への説明の他、現場の教職員との協議や連携の重要性、アレルギー対応食への期待、給食費の取り扱い、導入検討における経過への不満、食育指導の実施や継続性などについての声があつたものでございます。

留萌市教育委員会事務局としましては、これら保護者、教職員アンケート結果をはじめ、留萌市教育委員会学校給食センター運営委員会、そして、議会からスクールランチ導入における懸念へのご意見や事業内容のご要望をいただき、導入につきましては、検討している事業内容の精査や丁寧な説明、教育委員会その他付属機関における協議が必要と判断しまして、本日終了いたしました令和5年第1回定例市議会において、関係条例、関係予算の計上を見送ったところでございます。

今後におきましても、引き続き導入した場合の影響や課題の整理に努めまして、子ども・子育て会議におきましても、情報提供などを行ってまいりたいと考えているところでございます。以上 情報提供事項でございます。

会長：ありがとうございました。情報提供事項ということで3点ございました。3点に関することで、ご質問ある方はいらっしゃいますか？

～特になし～

会長：教育支援センターの設置について、私は、スクールカウンセラーを7年ほどやらせていただいて、その中で、学校へ行けない子どもたちの受け皿の必要性をすごく感じingおりました。私が幼稚園内に行っていたころ、そこで校長先生だった方が退職後に幼稚園内の教育支援センターに長く勤められており、そのような情報を聞いていたことから、この設置については、非常に素晴らしいことだと思っております。

1点質問ですけども、退職教員1名は分かるのですが、もう1名は現職教員が配

置されるのでしょうか？

事務局：厳密に申しますと、1人は元校長先生で、もう1人に関しましては、現在学校に勤められている方にお願いしているということでご理解していただきたいと思います。教職員ではなく、教員資格をお持ちの方にお願いしているということでございます。

会長：分かりました。ありがとうございます。

子どもたちは、学校となるとハードルが高いですが、どこかでやりたい、学習したいと、家の中でこもっていることをよしとはしていない。そういう意味では、すごく前進になるのではないかなと思っております。

他にございませんか。事務局の方から提案された報告事項等が全て終了しましたが、その他ということで、今日出席した委員の皆様でご意見等ございましたらお聞きしたいと思います。

委員A：意見ではないが、今回資料が事前配布ではなかったことから、いつもは事前にいただいた資料を調べたり読み込んだりしながら意見などを準備しておりましたので、今回は何も言えず初めて知るようなことが多かった。あとで読み込んでから質問をしてもよいですか？

～事務局了承～

会長：議案書の事前配布をよろしくお願いします。

ほかにございますか？

最後に事務局の方から連絡事項がありましたら、お願いいたします。

事務局：特にございません。

会長：ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、令和4年度第2回留萌市子ども・子育て会議を終了いたします。たいへんご協力ありがとうございました。